

財産及び請求権に関する問題の解決並びに
経済協力に関する日本国と大韓民国との間
の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財
産権に対する措置に関する法律

1 次に掲げる大韓民国又はその国民（法人を含
む。以下同じ。）の財産権であつて、財産及び
請求権に関する問題の解決並びに経済協力に
関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協
定」という。）第二条3の財産、権利及び利益
に該当するものは、次項の規定の適用があるも
のを除き、昭和四十年六月二十二日において消
滅したものとする。ただし、同日において第三
者の権利（同条3の財産、権利及び利益に該當
するものを除く。）の目的となつていたものは、
その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しな
いものとする。

一 日本国又はその国民に対する債権

2 二 担保権であつて、日本国又はその国民の有
する物（証券に化体される権利を含む。次項
において同じ。）又は債権を目的とするもの
に該当するものは、同日においてその保管者に
日本国又はその国民が昭和四十年六月二十二
日において保管する大韓民国又はその国民の物
であつて、協定第二条3の財産、権利及び利益
に該当するものは、同日においてその保管者に
帰属したものとする。この場合において、株券
の発行されていない株式については、その発行
会社がその株券を保管するものとみなす。

3 大韓民国又はその国民の有する証券に化体さ
れる権利であつて、協定第二条3の財産、権利
及び利益に該当するものについては、前二項の
規定の適用があるものを除き、大韓民国又は同
条3の規定に該当するその国民は、昭和四十年
六月二十二日以後その権利に基づく主張をする
ことができないこととなつたものとする。

附 則

この法律は、協定の効力発生の日から施行す
る。